

青森県報

第二千五十六号

平成十四年八月五日(月曜日)

青森県知事 木村 守 男

目次

告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定……………(税 務 課) …… 一
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………(同) …… 二
- 漁船保険付保義務の発生……………(水産振興課) …… 四
- 教育委員会……………(職員福利課) …… 五
- 公印の作成及び廃止……………(職員福利課) …… 五
- 選挙管理委員会……………(職員福利課) …… 五
- 公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程(事 務 局) …… 五

告 示

青森県告示第三百七十六号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第二項の規定により、北海道知事、宮城県知事、茨城県知事、東京都知事、富山県知事、静岡県知事、愛知県知事、京都府知事、大阪府知事、兵庫県知事、和歌山県知事、広島県知事、山口県知事、福岡県知事、長崎県知事及び沖縄県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を行った旨の通知があったので、青森県県税条例施行規則(昭和三十三年五月青森県規則第六十一号)第十四条の二第二項前段の規定により告示する。

平成十四年八月五日

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
住友商事北海道株式会社	佐藤 隆	北海道千歳市千代田町四丁目一	平成十四・二・一
和興物産株式会社	伏屋 雅樹	北海道中川郡幕別町札内中央町三五〇の一	一三・四・一
株式会社小山商店	小山 徹郎	宮城県仙台市青葉区五橋一丁目六の二	一三・二・一
エヌ・ケー興業株式会社	大越 高歩	茨城県高萩市大字安良川二六七	一三・一〇・一
株式会社ヤナセ石油販売	稲山 孝英	東京都中央区銀座八丁目二の七	一四・二・一
株式会社イケダヤ・コーポレーション	山崎眞一郎	東京都港区港南二丁目二の二七	"
中央石油販売株式会社	今澤 豊文	東京都港区海岸一丁目一六の一	一四・三・一
金子 芳治		富山県射水郡小杉町南大間山八丁目三七	一四・一・一
有限会社遠藤商店	遠藤 真道	静岡県三島市安久四〇の四	一三・九・一
新光石油有限公司	廣野 總朗	静岡県富士市今泉字高尾奈四九四の二	一三・二・一
株式会社杉山石油	杉山 昇	〇静岡県富士市横割一丁目二の二	"

合資会社虎屋商店	山崎 勝郎	静岡県富士市中央町二丁目四の二二	"
有限会社ホーユ	杉山八重子	静岡県清水市吉川六一四の一	二三・三一
有限会社佐藤石油店	佐藤 為正	愛知県海部郡飛島村飛島新田竹之郷リヌの割四二〇	二三・六一
有限会社近藤商会	近藤 尚宏	愛知県西加茂郡三好町三好湯ノ前九八の三	一四・三一
株式会社セブンフォーラム	畑 峰男	京都府宇治市神明西一〇	一四・二九
株式会社カワバタ	川端 敏行	大阪府東大阪市中新開二丁目二の三八	一四・四一
宝殿石油販売株式会社	高田 道夫	兵庫県加古川市西神吉町岸九三の一	二三・三一
杉若 富弘		和歌山県西牟婁郡上富田町朝来一三七七の一	二三・一〇・二
株式会社中央興業	天清 斐雄	広島県高田郡八千代町佐々井一一二二	二三・二・七
エックスエネルギー株式会社	藤田 保郎	山口県小野田市稲荷町一〇の二三	一四・三一
株式会社井形	井形 善隆	福岡県大牟田市上白川町一丁目一二五	一四・二一
有限会社大菱石油	大島 久	長崎県西彼杵郡大瀬戸町瀬戸板浦郷八九二	一三・三一
有限会社ひめゆり石油	宮保 廣子	沖縄県那覇市壺屋一丁目二六の一三	一四・三一

青森県告示第三百七十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第九項の規定により、北海道知事、宮城県知事、秋田県知事、福島県知事、茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、埼玉県知事、千葉県知事、東京都知事、神奈川県知事、新潟県知事、富山県知事、石川県知事、福井県知事、山梨県知事、長野県知事、岐阜県知事、静岡県知事、愛知県知事、三重県知事、京都府知事、大阪府知事、和歌山県知事、岡山県知事、

事、広島県知事、山口県知事、愛媛県知事、福岡県知事、長崎県知事、熊本県知事、大分県知事及び沖縄県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行った旨の通知があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第二項後段の規定により告示する。

平成十四年八月五日

青森県知事 木村 守 男

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
石狩産業株式会社	片田 和生	北海道砂川市東一条南一七丁目一の三三三	平成一四・三・一
小林石油株式会社	小林 新助	宮城県白石市福岡長袋字山ノ下一〇八	二三・一〇・三
有限会社石井商店	石井 博	秋田県秋田市飯島道東三丁目一の一七	二三・一一・〇
有限会社木内石油	木内 章夫	秋田県由利郡象潟町字家の後三六の一	一四・三・一五
有限会社ユザワダイヤサービス	東海林 彦太郎	秋田県湯沢市杉沢字戸石崎一三五	一四・三・二九
株式会社藤宮商會	藤宮 辰巳	福島県郡山市中町黒木字落合四三〇	二三・一〇・三
稲葉石油株式会社	稲葉 実	茨城県日立市若葉町二丁目六の一〇	"
風見シテイガスエネルギー株式会社	風見 正一	茨城県岩井市岩井二二七二	二三・三・一
有限会社渡辺興産	渡辺 光男	〇 栃木県下都賀郡岩舟町静二一八	"
株式会社ルート石油販売	秋山 健二	栃木県小山市羽川七一の一	二三・一一・三
ヤマタ石油有限公司	山田 幸	栃木県矢板市鹿島町二の三三一	二三・七・七
株式会社モリバヤシ石油	森林 好文	栃木県那須郡那須町志鳥三一一九八の二	二三・六・三

株式会社白鳥商店	廣和興産株式会社	新東和株式会社	秋清産業有限公司	三和興業株式会社	鉦菱商事株式会社	小西産業株式会社	株式会社フジコ	石油有限公司シメノ	高芳石油株式会社	昭和塩業株式会社	有限会社石川商店	有限会社手島油	有限会社田島石	有限会社大森商店	株式会社正田商店	新日本エネルギー株式会社
白鳥 猛	廣川 真人	富田 純	小山 きよ	村本 豊彦	菊池 慶一	小西 スズ	横瀬 俊三	注連野俊昭	渡辺 二夫	川口 裕雄	石川 喜一	手島 幸成	田島 直樹	大森巳津夫	小野里金蔵	小林 徹也
東京都渋谷区恵比寿一丁目一三〇	東京都目黒区大橋一丁目一の七	東京都目黒区目黒四丁目一七の六	東京都品川区東大井一丁目七の一四	東京都新宿区三栄町六	東京都港区赤坂七丁目五の三四	東京都港区白金台五丁目一三の三七	東京都千代田区麹町二丁目三	千葉県袖ヶ浦市三箇一六二〇	千葉県木更津市朝日三丁目一の一	千葉県千葉市中央区問屋町九の三	埼玉県所沢市三ヶ島一丁目八七六の二	埼玉県幸手市大字上高野二七四五の二	埼玉県児玉郡児玉町大字児玉一三三五	群馬県佐波郡赤堀町今井一八七の一	群馬県高崎市末広町五四	栃木県小山市駅東通り一丁目六の九
一四・一六	一三・九三	一四・二六	一三・九三	一三・五三	一四・二六	一四・一三	一三・三三	一三・七三	九・四三	一四・三〇	一四・二八	一四・二六	一三・八三	一三・七三	一三・一〇・三	一三・一・三

八光石油株式会社	有限会社北野石油	株式会社川野石油	裾野市農業協同組合	株式会社牧野石油	燃料会社西大庄	長阪 寿	山梨鉦油株式会社	田島商事有限公司	伊藤鐵商店株式会社	株式会社河合石油	高岡石油株式会社	丸井水産株式会社	有限会社東海スランド	相州石油株式会社	有限会社立川石油	事 有限会社八幡商
松浦 克彦	北野 学	川野 秀雄	岡田 純一	牧野 忠男	佐藤 和靖		雨宮 昭子	山岸 辰一	伊藤 鐵雄	河合 賢	佐伯 幸男	太田 恒吉	山本シヅエ	中村 健司	立川 貢	比留間利蔵
愛知県小牧市横内西横内三三の六	愛知県名古屋市中区代官町二七の九	静岡県静岡市安西五丁目八三	静岡県裾野市御宿六九〇	岐阜県岐阜市加納新本町一丁目一三	長野県大町市大町一五六四の八	山梨県甲府市酒折二丁目一の一三〇	山梨県中巨摩郡竜王町名取七六二	福井県坂井郡三国町宿一丁目一〇の二二	石川県金沢市近岡町三九五	富山県東砺波郡福野町高儀一三四	富山県高岡市中川園町七の二三	新潟県新潟市湊町通四ノ町三三三九	神奈川足柄下郡湯河原町土肥五丁目一六の一〇	神奈川県秦野市下大槻七四四	東京都八王子市宇津木町五六八	東京都府中市八幡町一丁目八の一
一三・二・一	一三・二・七	一四・一・〇	一三・九・〇	一四・三・三	一四・三・元	一三・二・三	一四・二・六	一三・八・三	一三・九・一	一三・九・〇	一三・一〇・三	一三・九・〇	一三・二・〇	一三・二・七	一四・三・三	一四・二・六

社 城北燃料有限会	油店 有限会社土井石	ナール株式会社	株式会社池宮石油店	株式会社ニユー千里丘サービスステーション	社 大洋石油株式会社	社 三星石油株式会社	社 村上石油株式会社	油 株式会社松本石油	社 塚本石油株式会社	社 大一石油株式会社	社 比叡産業株式会社	株式会社箱林	社 日晶製油株式会社	社 平和油脂株式会社	青 山 邦夫	石 油 有限会社トミタ
中 島 齊	土 井 義明	長 野 士郎	池 宮 広一	藤 原 裕喜	西 川 信義	村 上 嘉明	村 上 明義	松 本 薫	塚 本 欽二郎	岡 本 喜美代	松 村 富雄	箱 林 正紀	河 原 清文	丹 羽 生男		富 田 剣治
の七	七の六	岡 山 県 岡 山 市 日 応 寺 一 二 七 七	和 歌 山 県 和 歌 山 市 吹 屋 町 三 丁 目 四 〇	大 阪 府 吹 田 市 千 里 丘 上 三 の 四	大 阪 府 守 口 市 京 阪 本 通 二 丁 目 四 の 五	京 都 府 京 都 市 西 京 区 山 田 中 吉 見 町 一 四 の 一	京 都 府 京 都 市 右 京 区 鳴 滝 蓮 池 町 一 一 の 一 六	京 都 府 京 都 市 右 京 区 西 院 六 反 田 町 二 三	京 都 府 京 都 市 下 京 区 西 七 条 南 衣 田 町 二 九	京 都 府 京 都 市 中 京 区 壬 生 上 大 竹 町 二	京 都 府 京 都 市 中 京 区 壬 生 賀 陽 御 所 町 三 の 二 〇	三 重 県 上 野 市 千 才 二 九 三	三 重 県 鈴 鹿 市 西 玉 垣 町 一 五 三 二	三 重 県 四 日 市 市 鶴 の 森 一 丁 目 六 の 一 七	愛 知 県 岡 崎 市 池 金 町 外 畑 八	七 一 四
一四・一・二	一四・四・六	一三・三・三	"	一四・一・三	一三・二・〇	一〇・一・六	一四・一・三	一三・一・三	一三・三・三	一四・一・三	一三・二・〇	一三・一〇・一	一三・三・三	一三・七・三	一四・三・一	一四・一・一

株式会社サンエ	有限会社日浅石油	有限会社大角石油	香月 彰治	有限会社大久保石油	有限会社橋本石油	スワン産業株式会社	株式会社ホンダ石油サービス	セントラル石油株式会社	三栄石油商事株式会社	有限会社高本石油	合資会社石川サヨビースターション
田 中 敏昭	日 浅 正男	大 角 弘子		大 久 保 光典	橋 本 隆行	延 壽 寺 信之	本 田 悦雄	本 郷 宣雄	垣 内 一 郎	高 本 成久	池 原 久吉
山 口 県 吉 敷 郡 小 郡 町 大 字 下 郷 三 二 〇 の 一	愛 媛 県 東 予 市 周 布 六 一 一 の 二	福 岡 県 直 方 市 山 部 七 二 九 の 二	福 岡 県 直 方 市 感 田 一 〇 八 三	福 岡 県 八 女 郡 立 花 町 大 字 白 木 一 〇 六 六 の 一	福 岡 県 築 上 郡 新 吉 富 村 大 字 垂 水 二 七 五 の 一	長 崎 県 北 松 浦 郡 江 迎 町 長 坂 免 一 六 八	熊 本 県 熊 本 市 平 田 町 一 丁 目 一 五 の 一	大 分 県 別 府 市 南 立 石 二 〇 九 二 の 六	大 分 県 佐 伯 市 大 字 上 岡 一 四 八 二 の 一	大 分 県 大 野 郡 緒 方 町 大 字 馬 場 四 四 五 の 四	沖 縄 県 石 川 市 字 石 川 四 三 〇
一四・四・一	一三・一〇・三	一四・一・三	一三・二・一	"	一四・二・一	一三・九・〇	一三・一〇・一	"	一三・三・三	一四・四・六	一三・五・一

青森県告示第三百七十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十四年八月五日

青森県知事 木 村 守 男

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加 入 区 の 名 称
むつ市大字関根字前浜四三番地三七 四ツ谷 英 已	加 入 区 の 名 称 関 根 浜
むつ市大字関根字前浜四二番地 奥 川 三 治	
むつ市大字関根字前浜一四番地一 二 本 柳 邦 博	



教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第八号

平成十四年八月四日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、平成十四年八月五日同表の下欄に掲げる公印を作成したので、青森県教育委員会文書取扱規程（昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号）第九条の規定により告示する。

平成十四年八月五日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

公 印 の 名 称 及 び 印 影	公 印 の 名 称 及 び 印 影
青森県総合社 会教育センタ ー 所長印 	青森県総合社 会教育センタ ー 所長印 

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第二十号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年八月五日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

第九十八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の証票の有効期限は、県委員会が交付する証票に表示するところによる。

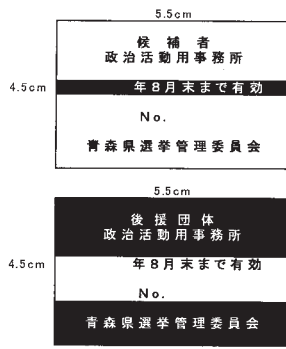
第六十五条中「第七十四条第四項」を「第七十四条第五項」に改める。

第六十六条中「第七十四条第五項」を「第七十四条第六項」に改める。

第五十号様式を次のように改める。

（候補者等用）

（後援団体用）



注 規格は、おおむねの寸法である。

第二百二十二号様式中「五十分の一及び」を「五十分の一の数及び」に改め、「三分の一の数」の下に「（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」を加え、「第七十四条第四項」を「第七十四条第五項」に改め、

選挙区名	三分の一の数	選挙区名	三分の一の数
東津軽郡	人	南津軽郡	人
西津軽郡	人	北津軽郡	人
上北郡	人	黒石市	人

下北郡	人	五所川原市	人
三戸郡	人	十和田市	人
青森市	人	三沢市	人
弘前市	人	むつ市	人
八戸市	人		

を

- 「東津軽郡選挙区
- 西津軽郡選挙区
- 南津軽郡選挙区
- 北津軽郡選挙区
- 上北郡選挙区
- 下北郡選挙区
- 三戸郡選挙区
- 青森市選挙区
- 弘前市選挙区
- 八戸市選挙区
- 黒石市選挙区
- 五所川原市選挙区
- 十和田市選挙区
- 三沢市選挙区
- むつ市選挙区

に改める。

附 則

1 この規程は、平成十四年九月一日から施行する。

2 この規程による改正前の公職選挙法等の施行等に関する規程第九十八条第一項の規定により交付された証票は、この規程の施行の日以後は、その効力を失う。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭